

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

## 第一 災害対策基本法施行令の一部改正

一 中央防災会議の委員の定数は、二十七人以内とすること。  
(第三条第一項関係)

二 特定災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適當なもので政令で定めるものについては、国は、特定災害対策本部長の指示に係る応急措置の内容その他の事情を勘案し、予算の範囲内において、その全部又は一部を補助することができるものとする。  
(第四十二条関係)

三 起債の特例措置の対象となる地方公共団体の要件を、その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した激甚災害につき、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号。以下「改正法」という。）による改正後の災害救助法に規定する救助が行われた市町村であつて、当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県等が支弁したものが当該市町村の標準税収入額の百分の一に相当する額を超えるものとする。  
(第四十三条第一項第二号関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第二 災害救助法施行令の一部改正

改正法による災害救助法の改正に伴う所要の規定の整備を行うものとする。

(第一条第一項及び第十七条関係)

第三 原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部改正

改正法による原子力損害の賠償に関する法律の改正に伴う所要の規定の整備を行うものとする。

(第三条関係)

第四 被災者生活再建支援法施行令の一部改正

改正法による災害対策基本法の改正に伴う所要の規定の整備を行うものとする。

(第三条第一項及び第四条第三項関係)

第五 東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部改

正

改正法による災害救助法の改正に伴う所要の規定の整備を行うものとする。

第六 附則

一 この政令は、改正法の施行の日（令和三年五月二十日）から施行するものとする。

（附則第一項関係）

二 その他関係政令について所要の改正を行うこと。